

(仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設基本・実施設計及び工事監理業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

本プロポーザルは、別添「(仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設基本計画」(以下、「基本計画」という。)を踏まえ、(仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設基本設計、実施設計、工事監理業務を委託するにあたり、発注者の考えに柔軟に対応できる高い技術力や創造性及び豊富な経験等を有する設計候補者を選定することを目的として実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

次に掲げる業務とする。

- ア (仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設基本設計業務委託(以下、「基本設計業務委託」という。)
- イ (仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設実施設計業務委託(以下、「実施設計業務委託」という。)
- ウ (仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設工事監理業務委託(以下、「工事監理業務委託」という。)

(2) 業務内容

(1)に示す各業務に係る仕様書はそれぞれ、次に掲げる別添仕様書(案)による。

- ア (仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設基本設計業務委託仕様書(案)
- イ (仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設実施設計業務委託仕様書(案)
- ウ (仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設工事監理業務委託仕様書(案)

(3) 予定額

(1)に示す各業務に係る予定額はそれぞれ、次に掲げるとおりとする。

ア 基本設計業務委託

16,203千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

イ 実施設計業務委託

約57,700千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限想定としている。

ウ 工事監理業務委託

約15,600千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限想定としている。

なお、実際の契約締結時においては、社会情勢の変化等を鑑み、上限金額は変更され

る可能性がある。

3 計画概要

(1) 所在地

伊勢崎市大手町 18 番地 1 ほか（別添基本計画「Ⅲ 新施設の建設地」による。）

(2) 敷地面積 現在の面積約 3,800 m²に加え、約 1,000 m²拡大予定（合計約 4,800 m²）。

(3) 用途地域 商業地域

(4) 建物規模 3,900 m²（計画延床面積）

(5) 建ぺい率 80%

(6) 容積率 400%

(7) 建築工事費（予定額） 1,800,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(8) 事業計画（予定期間）

次に掲げるとおりとする。

ア 基本設計業務委託

令和 3 年 11 月上旬から令和 4 年 3 月 15 日（火曜日）まで

イ 実施設計業務委託

令和 4 年 4 月上旬から令和 5 年 2 月 28 日（火曜日）まで

ウ 工事監理業務委託

令和 5 年 9 月下旬から令和 6 年 12 月 27 日（金曜日）まで

4 選定方法

(1) 審査委員会

設計候補者の選定にあたっては、（仮称）伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設基本・実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において審査を行う。

(2) 審査方法

審査は別添「（仮称）伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設基本・実施設計及び工事監理業務プロポーザル実施要領評価基準（1）」並びに「（仮称）伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設基本・実施設計及び工事監理業務プロポーザル実施要領評価基準（2）」に基づいて行い、最優秀者（設計候補者）1 者及び次点者 1 者を選定する。

(3) 一次審査の実施

本要領 9(1)に示す参加表明書等の提出書類により一次審査を行い、本要領 10(1)に示す技術提案書の提出者（二次審査の参加者）を選定する。

(4) 一次審査の結果通知

一次審査の選定の結果は、参加表明書の提出者全員に通知するものとし、その通知方

法は電子メールによるものとする。

(5) 二次審査の実施

一次審査にて選定された提出者より、本要領 10(1)に示す技術提案書の提出を受け、プレゼンテーション・ヒアリングを実施し、最優秀者（設計候補者）1 者及び次点者 1 者を選定する。プレゼンテーション・ヒアリングの実施予定日・実施場所、現時点で想定している実施方法は次のとおり。

- ・令和 3 年 10 月 18 日（月） 伊勢崎市役所 本庁舎 東館 3 階災害対策室
- ・1 者につき個別の提案書の説明（15 分以内）を行い、その後、委員会から質疑応答（15 分程度）を行う。

※今後の新型コロナウイルス感染症の動向等により、変更する場合がある。

プレゼンテーション・ヒアリング等の留意事項については次のとおりとする。

- ・説明者は 3 名以内とし、本要領 8(3)アに示す管理技術者は必ず出席すること。
- ・提案書の説明に使用する資料は、技術提案書の様式のみとし、パソコン及び模型等の使用は不可とする。ただし、提出された提案書を拡大したボードを持参して、または会場に用意されたホワイトボードを使って説明を補うことは可とする。

(6) 二次審査の結果通知・公表する内容

二次審査の選定の結果は、技術提案書の提出者全員に通知するものとし、その通知方法は電子メールによるものとする。なお、特定された最優秀者（設計候補者）の氏名、並びに技術提案書の一部（様式 10）は、後日伊勢崎市ホームページ及び市役所及び各支所の市民情報コーナーにて公表する。また、設計候補者に対する通知は設計者として決定したものではない。

(7) 契約の交渉・見積書の徴取

伊勢崎市は二次審査の結果選定された最優秀者（設計候補者）1 者と基本設計業務委託にかかる契約の交渉、見積書の徴取を行う。ただし、最優秀者（設計候補者）に事故等があり、契約の交渉、見積書の徴取が不可能となった場合、もしくは不調となった場合は、次点者を契約の交渉、見積書の徴取の相手方とする。

なお、実施設計業務委託は基本設計業務委託の履行完了後に、基本設計業務委託の履行業者と契約の交渉、見積書の徴取を行う予定とする。

また、工事監理業務委託は実施設計業務委託の履行完了後に、実施設計業務委託の履行業者と契約の交渉、見積書の徴取を行う予定とする。

5 実施要領の配布

(1) 配布方法

伊勢崎市ホームページからダウンロード

(2) 配布開始

令和 3 年 8 月 6 日（金）から

6 実施スケジュール

| 区分 | 実施内容 | 実施期間 |
|----------|--|---------------------------------|
| 参加表明書等提出 | 実施要領等の配布 | 令和3年8月6日(金)から 令和3年8月16日(月)まで |
| | 参加表明書等に関する質問書の受付期間 | 令和3年8月6日(金)から 令和3年8月16日(月)まで |
| | 参加表明書等に関する質問書への市回答期限 ※回答は随時市ホームページに掲載 | 令和3年8月18日(水)まで |
| | 参加表明書等の提出期限 | 令和3年8月20日(金) |
| | 参加表明書等に係る選定・非選定通知書の送付 | 令和3年8月27日(金) |
| 技術提案書等提出 | 技術提案書に関する質問書の受付期間 | 令和3年8月27日(金)から 令和3年9月6日(月)まで |
| | 技術提案書に関する質問書への市回答期限 ※回答は随時市ホームページに掲載 | 令和3年9月8日(水) |
| | 技術提案書の提出期限 | 令和3年10月6日(水) |
| | プレゼンテーション・ヒアリング | 令和3年10月18日(月)予定 |
| | 技術提案書の特定・非特定通知書の送付 | 令和3年10月25日(月)予定 |
| | 見積書の提出及び契約 | 令和3年11月8日(月)予定 |

※今後の社会情勢等により、日程等が変更となる場合があります。

7 担当課

伊勢崎市健康推進部健康管理センター

〒372-0812

伊勢崎市連取町 1155 番地

電話：0270-23-6675 FAX：0270-21-8995

E-mail：kenko-c@city.isesaki.lg.jp

8 参加資格

- (1) 参加表明書・技術提案書を提出できる者(以下「提出者」という。)の資格要件次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ウ 令和3年8月20日(金)から契約締結時(令和3年11月8日(月)予定)までの間に群馬県及び伊勢崎市から指名停止措置を受けていない者であって、関東地方

(1都6県)に本社、支社又は営業所を有し、伊勢崎市入札参加資格登録されている者であること。なお、契約締結の日までに登録される予定の者も含む。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生または更生手続開始の申し立てがなされていないこと。ただし、再生または更生手続開始決定を受けている者は、この限りではない。

オ 平成23年4月1日以降、令和3年8月5日（木）までに履行が完了した業務実績のうち、同種業務または類似業務のものが1件以上あること。

※同種業務とは、延床面積（増築及び改築工事にあつては増築及び改築部分の延床面積とする。）3,000 m²以上の地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第十八条における市町村保健センターで新築、改築または増築工事（改修、模様替工事を除く）を対象とした設計業務をいう。

※類似業務とは、延床面積（増築及び改築工事にあつては増築及び改築部分の延床面積とする。）1,500 m²以上の国土交通省告示第98号別添二の建築物の内第4号の第1類及び第2類に分類される建築物で新築、改築または増築工事（改修、模様替工事を除く）を対象とした設計業務をいう。

(2) 参加資格の取り消し

令和3年8月20日（金）から契約の日（令和3年11月8日（月）予定）までの間に、(1)ア～オのうち、いずれかひとつでも満たさないことが明らかになったときは、参加資格を取り消すことがある。

(3) 配置予定技術者の資格要件（設計業務）

ア 「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条の定義による管理技術者（以下「管理技術者」という。）1名を配置することとし、当該技術者は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）であること。

イ 管理技術者の下に次表の分担業務分野に示す主任担当技術者（以下「主任担当技術者」という。）を各1名配置すること。その資格等の要件は次による。

- ・ 総合分野に係る主任担当技術者は一級建築士であること。
- ・ 構造分野に係る主任担当技術者は建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士証の交付を受けたものであること。
- ・ 電気分野に係る主任担当技術者及び機械分野にかかる主任担当技術者は建築士法第10条の2の2第2項に規定する設備設計一級建築士証の交付を受けたものであることが望ましい。
- ・ 管理技術者は主任担当技術者と兼務することは出来ない。

※「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

| 分担業務分野 | 業務内容 |
|--------|------|
|--------|------|

| | |
|----|---|
| 総合 | 平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」 |
| 構造 | 同上「構造」 |
| 電気 | 同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの |
| 機械 | 同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの |

ウ 主任担当技術者は、次の分野に限り兼務することが出来る。

- ・総合と構造
- ・電気と機械

エ 管理技術者及び総合分野に係る主任担当技術者は、参加表明書の提出日以前に、提出者の組織と直接かつ恒常的に 3 ヶ月以上の雇用関係を有していること。

オ 構造分野に係る主任担当技術者、電気分野に係る主任担当技術者、機械分野に係る主任担当技術者は、参加表明書の提出日以前に、提出者の組織もしくは協力事務所と直接かつ恒常的に 3 ヶ月以上の雇用関係を有していること。

カ 建築士法第 10 条第 1 項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。

(4) 配置予定技術者の資格要件（工事監理業務）

ア 設計図書の設計内容を的確に把握する能力、工事監理等についての高度な技術能力及び経験を有する、建築基準法第 5 条の 6 第 4 項に規定する工事監理者を 1 名配置することとし、その要件は次によるものとする。

- ・一級建築士であること。
- ・公共建築工事標準仕様書（・建築工事編 ・電気設備工事編 ・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。

イ 工事監理者の下に次表の分担業務分野に示す監理主任技術者を各 1 名配置すること。監理主任技術者は次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に判断する能力とともに、工事監理等についての技術能力及び経験を有する者を配置すること。なお、工事監理者は監理主任技術者と兼ねることは出来ない。

- ・建築監理に係る監理主任技術者は一級建築士であること。
- ・公共建築工事標準仕様書（・建築工事編 ・電気設備工事編 ・機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること。

※「監理主任技術者」とは、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

| 分担業務分野 | 業務内容 |
|--------|---|
| 建築監理 | 平成 31 年度国土交通省告示第 98 号別添一第 2 項第一号及び第二号において示される工事監理の種類で、同第 1 項第二号ロ(1) |

| | |
|--------|---|
| | における(1)総合に定める成果図書に基づき行う工事監理業務 |
| 構造監理 | 同上(2)構造に定める成果図書に基づき行う工事監理業務 |
| 電気設備監理 | 同上(3)設備(i)に定める成果図書に基づき行う工事監理業務 |
| 機械設備監理 | 同上(3)設備(ii)から(iv)までに定める成果図書に基づき行う工事監理業務 |

ウ 監理主任技術者は、次の分野に限り兼務することが出来る。

- ・ 建築監理と構造監理
- ・ 電気設備監理と機械設備監理

エ 工事監理者及び建築監理分野に係る監理主任技術者は、参加表明書の提出日以前に、提出者の組織と直接かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有していること。

オ 構造監理分野に係る監理主任技術者、電気設備監理分野に係る監理主任技術者、機械設備監理分野に係る監理主任技術者は、参加表明書の提出日以前に、提出者の組織もしくは協力事務所と直接かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有していること。

カ 建築士法第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていないこと。

(5) 業務の一部を再委託する場合の協力事務所に要求される資格等

令和3年8月6日から、契約までのいずれの日においても、伊勢崎市から指名停止措置を受けていないこと。

なお、設計業務における総合及び工事監理業務における建築監理の分担業務分野を再委託しないこと。

9 参加表明書等の作成及び提出

(1) 提出書類

参加表明書等の提出書類は、別添「(仮称)伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設基本・実施設計及び工事監理業務公募型プロポーザルにかかる指定様式集」(以下、「指定様式集」という。)のうち、次の表に示す各様式に基づき作成し、必要部数を提出すること。

| 提出書類 | 様式等 | 提出部数 |
|-------------------|--------|------------------------------------|
| ア 参加表明書 | 様式 1 | 1 部 |
| イ 提出者(設計事務所等)の経歴等 | 様式 2 | 表紙をつけず、イ～クを組み合わせ左上部をホチキス綴じしたものを15部 |
| ウ 管理技術者等の経歴等 | 様式 3 | |
| エ 主任担当技術者の経歴等 | 様式 4 | |
| オ 工事監理者等の経歴等 | 様式 5 | |
| カ 監理主任技術者の経歴等 | 様式 6 | |
| キ 設計業務協力事務所の名称等 | 様式 7-1 | |
| ク 工事監理業務協力事務所の名称等 | 様式 7-2 | |

(2) 提出方法

ア 提出期間

令和 3 年 8 月 6 日（金）午前 9 時から令和 3 年 8 月 20 日（金）午後 5 時まで
持参による受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 提出先

伊勢崎市健康推進部健康管理センター（本要領 7 に掲げる担当課）

ウ 提出方法

持参または配達記録が残る郵送とし、郵送による場合は、提出期間内必着とする。

エ 注意事項

各指定の様式に記載されている注意事項を確認の上、提出書類を作成すること。

(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書（（様式 12）ワードデータのまま）により電子メールにて、本要領 7 に掲げる担当課へ送付すること。電子メール以外での質問は受け付けない。なお、評価及び選定に関する質問は受け付けない。また、10(1)に示す技術提案書の作成及び提出に関する質問は、この期間では受け付けない。

イ 質問書の受付期間

令和 3 年 8 月 6 日（金）午前 9 時から令和 3 年 8 月 16 日（月）午後 5 時まで

ウ 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和 3 年 8 月 18 日（水）午後 5 時までに、随時市ホームページに掲載する。

10 技術提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

技術提案書の提出者は、指定様式集のうち、次の表に示す各様式に基づき作成し、必要部数を提出すること。

| 提出書類 | 様式等 | 提出部数 |
|------------|-----------------------|---|
| ア 技術提案書提出届 | 様式 8 | 1 部 |
| イ 業務実施方針 | 様式 9 | 表紙をつけず、イ～エを組み合わせ左上部をホチキス綴じしたものを 15 部 ※カラー印刷とすること |
| ウ 技術提案書 | 様式 10 (A3) (3 枚以内) | |
| エ 事業費概算書 | 様式 11 | |

(2) 業務の実施方針

業務の実施方針、取組体制、工程計画及び業務推進にあたっての配慮すべき事項、特に重視する設計上の配慮事項等について記載すること。

(3) 技術提案を求める内容及び留意点

技術提案書は、原則として以下の内容及び留意点について、基本的な考え方を簡潔に

記載すること。

なお、文章を補完するための最小限のイラスト、イメージ図、写真等は使用して構わないが、具体的な設計を必要とする設計図・模型（模型写真を含む）・パース等は使用してはならない。また、提案者を特定することが可能となる記述は避けること。

ア 施設のコンセプト及び骨格となる考え方

・別添基本計画の「II 新施設整備の方針」の各項目による。

イ 整備計画

施設配置は、敷地全体の動線計画や仮設計画も考慮すること。建築構造・階数は、鉄筋コンクリート造地上3階、延床面積は3,900 m²程度を想定するが、これに限らない。

ウ 計画諸室

別添基本計画の「IV 新施設の概要」の「1 全体想定面積」の各項目を基本とする。

エ コストの縮減

イニシャルコスト及びランニングコストを含めてより効果的で、かつ経済性の向上も図られる施設・設備の導入を図ること。

オ 木材の利用促進

内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分については、木質化を考慮すること。

(4) 技術提案資料作成上の注意事項

ア 様式 10 はA3判3枚までにまとめること。用紙内のレイアウトに決まりはない。

イ 提案は、文章での表現を原則として、基本的な考え方を簡潔に記述すること。文字の大きさは10.5ポイント（図中の文字は8.5ポイント）以上とすること。

ウ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしてはならない。表現の許容範囲については、大臣官房官庁営繕部平成30年4月2日付け事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」による。

エ 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。

オ 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文が無い場合）は、評価対象とならない。

カ 視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価基準の項目に係る評価点から、その1/2を減点する。

キ 技術提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定すること

ができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）を記載してはならない。

- ク 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。
- ケ 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- コ 提案に当たっては、本要領のほか別添基本計画に留意して作成のこと。

(5) 提出方法

ア 提出期間

令和3年8月30日（月）午前9時から令和3年10月6日（水）午後5時まで
持参による受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

イ 提出先

伊勢崎市健康推進部健康管理センター（本要領7に掲げる担当課）

ウ 提出方法

持参または配達記録が残る郵送とし、郵送による場合は、提出期間内必着とする。

エ 注意事項

各指定の様式に記載されている注意事項を確認の上、提出書類を作成すること。

(6) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書（（様式12）ワードデータのまま）により電子メールにて、本要領7に掲げる担当課へ送付すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。
また、評価及び選定に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

イ 質問書の受付期間

令和3年8月27日（金）午前9時から令和3年9月6日（月）午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和3年9月8日（水）午後5時までに、随時市ホームページに掲載する。

11 失格要件

参加者が次の条件のいずれかに該当する場合には、提出された参加表明書及び技術提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領2(3)に示す予定額及び本要領3(7)に示す建築工事費の予定額を超えた場合
- (5) 本要領2(3)に示す予定額を基に算出した最低制限価格を下回った場合
- (6) 本要領8に示す参加資格要件を欠くことになった場合

- (7) 提出者（提出を予定している者を含む。）またはその関係者が、技術提案書の選定に関して、審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (8) その他要領に違反するなど委員会が不適合と認めた場合

12 その他

(1) 辞退について

技術提案書の提出者に選定された者が、技術提案書の提案を辞退する場合は、書面（書式自由。ただし、A4判とする。）により、令和3年10月6日（水）までに担当課まで持参または郵送すること。郵送の場合は期間内必着とする。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。

(2) 費用負担について

参加表明書の作成及び提出に係る費用は、参加表明者の負担とする。技術提案書についても同様とする。

(3) 変更について

提出期間以降における提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

また、本業務の実施にあたっては、提出資料に記入した配置予定の管理技術者及び主任技術者等を原則として変更することはできない。ただし、病床、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの承諾を伊勢崎市から得るものとする。

(4) 提出資料の取扱い

ア 提出された参加表明書等は返却しない。

イ 特定されなかった技術提案書は、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を技術提案書に記載すること。記載のない場合は、返却希望がないものとみなす。

ウ 提出資料は、審査を行う作業に必要な場合において、複製を作成する。

エ 提出資料及びその複製は、技術提案書の審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。

(5) その他

ア 本プロポーザルは、参加者が1者の場合でもその提案内容を評価し、その結果が妥当であると委員会が判断した場合は、成立するものとする。

イ 特定された提案は、設計の段階で発注者の指示により変更を求める場合がある。

ウ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。

エ 今回のプロポーザル実施の業務内容における実施設計業務委託及び建設工事監理業務委託は、それぞれ市議会の予算議決を要する案件のため、議決が得られた後に契約を締結するものとする。議決が得られなかったときは、当該業務委託の契約は締結

しない。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。

オ 今回のプロポーザル実施の業務内容における建設工事監理業務委託は、本体工事である（仮称）伊勢崎市新保健センター・子育て世代包括支援センター建設工事（以下「本体工事」という。）に係る契約が締結されたのち、速やかに契約を締結するものとする。本体工事の契約が締結できなかったときは、当該業務委託の契約は締結しない。これに対して損害を与えることがあっても、本市は損害の責めを負わないものとする。